介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所 FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
1 7 / /0200303	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ オレンジホーム	769-1508		0875- 62-1870	0875- 62-1871	廃止	R4.4.1	株式会社へル シーエイジング	三豊市豊中町下高野 1091	荻田 千代子	代表取締役
3770301228	通所介護	デイサービスセン ターかわつ	762-0025	坂出市川津町1826番 地18	0877- 35-9775	0877- 35-9738	廃止	R4.4.1	社会福祉法人 若竹会	坂出市川津町1826番地 19	河﨑 春海	理事長
3760690077	訪問看護	訪問看護事業所 ラトリエ	769–2321	香川県さぬき市寒川町 石田東甲411番地3	0879- 52-6354	0879- 52-6354	廃止	R4.4.1		香川県さぬき市長尾西 1703番地	湊 美智子	理事長